

北教大教第 28号
平成30年9月28日

国立大学法人北海道教育大学
教員養成改革推進外部委員会
委員長 名子 学 殿

国立大学法人北海道教育大学長
蛇 穴 治 夫
【公印省略】

平成30年5月17日付け依頼のあった、国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項（平成30年度実施分）に基づく点検シートを報告します。

担当
国立大学法人北海道教育大学
学務部教務課教員養成改革グループ
安 藤 裕 康
e-Mail : ando.hiroyasu@j.hokkyodai.ac.jp

		平成29年度以降の実現状況																														
		平成27年度外部委員会の意見への対応											平成28年度外部委員会の意見への対応																			
要請区分	対応施策	◎現状	◎対応施策1	◎対応施策2	◎対応施策3	◎対応施策4	◎対応施策5	◎対応施策6	◎対応施策7	◎対応施策8	◎対応施策9	◎対応施策10	◎対応施策11	他の年度の施策	◎現状	◎対応施策1	◎対応施策2	◎対応施策3	◎対応施策4	◎対応施策5	◎対応施策6	◎対応施策7	◎対応施策8	◎対応施策9	◎対応施策10	◎対応施策11	◎対応施策12	◎対応施策13	◎対応施策14	他の年度の施策		
		B	観点とまとめ 対応施策区分資料添付													△																
平成27年度 3) 現職教員の再教育の在り方 ・現職研修の課題として掲げた事項に関する研究の状況が、確認できた。今回は旭川校のみ回答を得たが、このように偏在して良いものか今後検討を重ねる必要があると考えられた。														△																		
B-28-1 学校現場におけるICTを活用した授業方法の研究が行われているか。																										◎						
B-28-2 専門分野や教授法の最新の研究成果が現職教員の支援に還元されているか。																												△	◎			
平成28年度 3) 現職教員の再教育の在り方 ・今日の「学校現場における教育課題」を取り上げた研究を組織として意識し、教育委員会と連携して現職の再教育が求める「効果的手立て」を示す必要があると考える。																															◎	

※表の「要請区分」の「A」は、学長の要請の「平成27年度教員養成課程における実践的教員養成の状況」を、「B」は、学長の要請の「現職研修プログラム開発への参画」を表す。

※表中「◎」は達成、「△」は対応中、「×」は未対応を表す。

対応施策区分資料

平成 28 年 12 月 27 日
学 長 裁 定

教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する 本学の対応

I. はじめに

本学では、平成 26 年度から 27 年度にかけて、改組を含めた教員養成改革に着手した。その際、多様な能力を持った教師集団が連携・協働することにより、学校という組織全体の教育力が高まるものと考え、教師としての基本的な能力の上に多様な得意分野を持つ、個性豊かな人材を養成し、地域に送り出すこととした。すなわち、それぞれのキャンパスが置かれている地域の特性を踏まえて、キャンパスごとに多様な専攻を置くこととした。この専攻は、教育の単位としての機能を有するものである。

それぞれの取得する免許が異なるため、専攻ごとに修めるべき科目が異なる。このため、教員養成課程を有する各キャンパスでの開設科目数は、1 キャンパスあたり、およそ 850 科目～1300 科目に達する。

本学では、北海道の教育課題（新生北海道戦略推進プラン，H23.10）、今後の国立大学の機能強化に向けての考え方（文科省，H25.6）、ミッションの再定義（文科省，H25.12）を踏まえ平成 27 年度にカリキュラム改革を行った。この際、

- 1) 学び続ける教員としての土台となる能力を育成
- 2) 教職及び教科に関する科目の有機的結合

を目標に定めるとともに、「教育課程編成の基本方針」を定め、この方針に基づいて教育課程編成を進めてきた。上記開設科目を分類し、教員として必要な基礎的・基本的資質は、主として「教養科目」と「教員養成コア科目」で育成し、得意分野の形成と基本的研究力は「専攻科目」「研究発展科目」「卒業研究」で育成する。「教員養成コア科目」のうち、「教科指導科目」と「教科内容研究科目」には履修上の幅を持たせてあるが、下限の単位数により基礎的・基本的資質を育成し、得意分野形成等の考え方により、「専攻科目」と併せてその幅を有効に活用できるようにしたものである。

それぞれの科目区分で育成すべき目的については、別表 1 の通り「科目区分及びその目的」としてまとめ、それぞれの科目区分に含まれる科目の内容（基礎科目⇔発展科目，理論⇔実践）及び科目区分間の系統性、往還性を示す別添の「教育課程の構造図」を作成し、これに従って教育課程を編成してきている。

今回の国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会（以下、外部委員会という。）による点検に際し、3 キャンパスの総計およそ 3,300 科目の全てを点検することは外部委員会の労が大きすぎると判断し、教員養成課程に所属する学生全てに共通な必修科目を取り出し、点検項目とした。このため、「観点を達成するための科目が不足である」、「実践と理論の往還が不十分

である」、「科目間の関連が希薄である」との印象を与えたのではないかと反省している。

なお、平成 28 年度中に教育職員免許法の改正がなされ、平成 29 年度中に「教職課程コアカリキュラム」の作成等がなされる予定であり、本学はそれらにあわせ、平成 31 年度から新たな教育課程のもとで教育を行うことが求められる。また、平成 29 年度までに、北海道教育委員会が設置した教員育成連絡協議会、今後設置される予定の教員育成協議会等を通じ、本道の地域特性等を踏まえた「教員育成指標」が検討・策定される予定である。そのため、本学では、平成 29 年度中に「教職課程コアカリキュラム」及び「教員育成指標」をも踏まえた新たな教育課程を編成することとしており、その中で、今回の外部委員会による意見も含めて対応していきたいと考えている。

しかし、単位数の観点から、必ずしも外部委員会の要望には答えられない可能性がある。大学設置基準では、「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし」とされ、「卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする」とされている。

同基準では最低限満たすべき要件のみを設けているため、これを超えた卒業要件を課すことも可能である。実際、教員養成大学では、130 単位程度に設定している場合が多い。本学では、教科指導能力を高めるために、平成 27 年度以降入学生に対しては、134 単位以上の修得を求めている。一方、平成 20 年 12 月 24 日の中央教育審議会答申の中で単位制度の実質化を求めており、現在の単位数を大幅に超えた卒業要件を設定するのは困難な状況にある。

さらに、平成 26 年 11 月 6 日の中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会報告の中で、「小中一貫教育学校（仮称）は小学校・中学校の 9 年間の課程を一貫した教育を行う学校であることから、小中一貫教育学校（仮称）に配置される教員は、9 年間の課程を見通した教育を行う力を有することが必要である」とし、「当面の措置として、小学校及び中学校の教員免許状の併有をもって対応することが適当である」と述べられている。

今後道内でも小中連携、一貫教育が増加することが予想される。したがって、本学としても、平成 31 年度以降の入学生に対して提供する教育課程では、小学校及び中学校の教員免許状の併有を前提とすることで検討を進めている。この前提で作成したものが「カリキュラムの見直し（たたき台）」である。これによれば、学部段階では「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を保証する教育課程を編成するのが限度であることが理解されよう。このことは、平成 27 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申の中で「教員としての職能成長が教職生活全体を通じて行われるものであることを踏まえ、養成段階は、『教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修』を行う段階であることを改めて認識することが重要である」と述べられていることにもつながるものである。

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申では、教育委員会と大学とが連携・協働し、教員の養成・採用・研修の一体的改革を行うことを求めている。このことに鑑み、本学としても大学院教育を通して現職教員に対する研修に関わり、教員の資質・能力の向上に寄与したいと考えている。そのために、教員育成連絡協議会、教員育成協議会（仮称）等を通じて、教育委員会等と本学大学院との連携のあり方について検討することを提案していきたい。

これまでに述べたように、特に新たな科目を設けて単位化することは困難を伴うことが予想さ

れるが、現在ある科目の内容等を改善し、より質の高いものにする、あるいは順序性を変更することで外部委員会の求める内容について対応していきたい。以下で個別の指摘事項について本学の対応を記す。

II. 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する本学の対応

1) 授業・教育課程

- ・授業科目に、観点を満たすための内容の不足が考えられた。
- ・授業科目間の関連（履修方法を含む）が充分ではなく、学生に当該観点にしめず教育が行き渡っていない点があると考えられた。
- ・受講の順序性やカリキュラムの構造について、教育的効果から再検討すべき点があると考えられた。

「はじめに」で述べたように、教員養成課程では、「科目区分及びその目的」及び「教育課程の構造図」を定め、これらの考え方に基つきカリキュラムを編成してきており、基本的には観点 A-27-1 を満たすような構成になっているものと考えている。

しかし、外部委員会からの指摘にあるような課題もあると考えている。この課題を解消するために、以下の事項が必要と考える。

- (a) 理論と実践の往還を基にした、実践力のある教員を育てるカリキュラムの全体像を示し、その中で「養成すべきディプロマポリシーの各観点」を育むプロセスを明示する必要がある。
- (b) シラバスの中に、当該科目と関連する科目を記述する欄を新設し、相互関係として分担（知識、技能、姿勢）、力量の進展（基礎基本、活用、応用を「スパイラル」配置）等を明示する必要がある。シラバスの記載内容の充実については、現在、シラバス改善 WG のもとで検討中である。
- (c) 上記の (a) (b) をふまえ、下記の内容を関連科目の中に位置づける必要がある。
- ・学校現場の課題、今日的社会的課題を確認する科目
 - ・その中から、自ら課題を見いだす科目
 - ・解決に向けての、方法や知識、技能を獲得する科目
 - ・実践現場において、課題の確認、課題を解決する努力の具体例を確認する科目
 - ・実践現場において、課題解決の基本的方策を経験する科目
 - ・実践現場での経験を反省的に考察し、「自ら課題を追究し、情報を取捨選択しながら、自分で考え、粘り強く問い続ける姿勢」を確認する科目
 - ・大学4年間を見直して、弱点を克服する科目
- (d) 以上をポートフォリオと関連科目とを相関させて記述し、教員、学生相互に確認する。
- (e) 上記の「養成すべきディプロマポリシーの各観点」を育む改善事項に、各キャンパスの特徴である「総合的指導力」、「多様な課題を解決できる創造的実践力」、「教科に強いカリキュラム」、「実践力を育む地域貢献連携」、「地域で活躍できる小中学校教員養成」、「地域特性を活かした教育」を関連づける必要がある。
- (f) カリキュラム・マップには、教員側にとっては、カリキュラムの全体構造と各授業科目の位置づけが理解でき、大学・学部の教育目標から担当科目の内容を設計することができる等の、

コメントの追加 [] ⑦対応施策 1

コメントの追加 [] ⑦対応施策 2

コメントの追加 [] ⑦対応施策 3

コメントの追加 [] ⑦対応施策 4

コメントの追加 [] ⑦対応施策 5

学生側には、学修の目標を達成するために各授業科目がどのように位置づけられているかを理解し得る等のメリットがある。一方、カリキュラム・マップでは体系的、系統性(順序性)が見えにくく、その意味では学生のみならず教職員にとっても有効活用が難しいとの研究報告もある¹。特に本学の場合には、科目数が多く、体系的、系統性が見えにくいいため、「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」等を通じて学生の意見も取り入れながら改善策を検討する。

- (g) 「はじめに」で述べたように、本学では、平成29年度中に新たな教育課程を編成する予定であり、その中で、受講の順序性やカリキュラムの構造についての指摘に対応していきたい。

コメントの追加 [] ⑦対応施策6

コメントの追加 [] ⑦対応施策7

2) 養成する人材像

・実践的指導力を備えた教員養成を目標としているが、学校現場の実際を取り入れた授業が充分でない点があると考えられた。また、今後、学校と地域の連携が一層重要になることを踏まえ意図的に学生が地域と「関わる力」を育成することが必要と考えられた。

学校現場の実際を学ぶ場として、「教育実習」、一部の「教育フィールド研究」がある。また、本学の教科教育担当教員の多くは、小中高等学校での教育経験を有しているため、「小学校〇〇教育法」、「初等〇〇」、「中学校〇〇教育法」は、学校現場の実際を取り入れた授業となっている。さらに、「特別活動の指導法」、「小学校生活科指導法」、「初等生活」などの科目は、経験豊富な小中学校の教諭が講師を勤めているので、学校現場の実際を取り入れた授業となっている。

さらに、平成26年度から実務経験豊富な教員(学校臨床教授)を教員養成キャンパス等に配置を開始し、平成29年度から「学校臨床研究」を実施する。この科目は、学生が附属学校・拠点校などで実践的な指導法を学び、大学において理論的・分析的な省察を行うことで、学校現場を活用した実践力を鍛える課題解決型の授業であり、平成27年度以降入学生にとっては必修科目である。

以上述べたように、本学では、学校現場の実際を取り入れた授業を数多く開設していると考えている。

一方、教員養成大学・学部であっても教科専門や諸科学の専門分野では、科目内容の性格上、専門学部と同様に個別学問や諸科学等の研究者が担当することが多く、小中学校での教育経験を有しないことが多い。そのため十分には学校現場の実際を取り入れた授業とはなっていない可能性がある。この点を改善するために、本学では、

- (a) 再定義されたミッションで、「実践型教員養成機能への質的転換を図」るために「学校現場で指導経験のある大学教員を、第2期中期目標期間における改革を行いつつ、第3期中期目標期間末には30%を確保する」ことが定められている。これを受け、本学は、第3期中期計画において、「教員養成課程における実践的指導力のより一層の育成・強化を図るため、35%を確保する」こと、

¹ 池田 輝政, 野口 眞弓, 佐々木 幾美, 学位授与方針から設計するカリキュラム・マッピングの提案と実践, 「大学・学校づくり研究」第6号, p.29 - p.40.

(b) さらに「新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第2期中期目標期間に開発した。第3期中期目標期間では本格的に実施し、第3期中期目標期間末には学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を100%にする」ことを掲げている。上記取り組みに加え、教科専門を担う教員の教員養成担当としての専門性向上を図るため、教科横断型の教育研究組織への再編成や、本学独自のテニュアトラック制度の導入などを行っている。今後の検討課題ではあるが、

(c) 学長戦略経費等を用い、「学問や諸科学等の研究成果の内容が子どもの認識と成長にどのように寄与するかという教育の観点からその内容や価値を捉え、教科内容を創出」²する「教科内容学」の研究グループを順次整備し、研究内容をカリキュラムに反映させていく仕組みを構築する。

などの取組を行い、改善をはかっていきたい。

さらに、平成27年12月の中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の中で、「子供たちに、知識や技能の修得のみならず、これらを活用して子供たちが課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育む指導力を身に付けることが必要である。その際、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った指導・学習環境の設計やICTを活用した指導など、様々な学習を展開する上で必要な指導力を身に付けることが必要である。」とされていることに鑑み、北海道がもつ教育の課題についての研究を推進し、研究成果を教科の中に取り入れられるよう工夫を講じていきたい。

なお、地域との連携を図ることを目的とした科目として、「教育フィールド研究」の一部があり、

- ・図書館、文学館、博物館、科学館、美術館、体育館、音楽ホール、動物園などにおける支援活動
- ・地域子ども会の文化的、体育的行事など少年団体への支援活動
- ・自然保護や国際交流などへの支援活動
- ・郷土芸能の継承活動や登下校時の安全パトロールなどへの支援活動

などに取り組んでいる。

3) 現職教員の再教育の在り方

- ・現職研修の課題として掲げた事項に関する研究の状況が、確認できた。今回は旭川校のみ回答を得たが、このように偏在して良いものか今後検討を重ねる必要があると考えられた。

これまで、本学の教員は、北海道教育委員会、北海道立教育研究所及び各市町村の教育委員会の主催する研修等で講師を務めるなど、道内の現職教員の指導力向上に寄与してきている。しかし、これらの取り組みは、教育委員会と本学の協定等に基づいたものではなく、教員が個人とし

² 「日本教科内容学会」設立理念から

コメントの追加 [] ⑦対応施策8

コメントの追加 [] ⑦対応施策9

て協力することが多かったため、大学として十分に把握できていなかった。このため、各キャンパスのカリキュラム委員会が回答を作成する際に、情報を収集しきれていなかったものと推測される。

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申で、教育委員会と大学とが連携・協働し、教員の養成・採用・研修の一体的改革を行うことを求めていることに鑑み、本学としても現職教員に対する研修に関わる研究を推進していく必要があると考える。そのために、

- (a) 本学の教員の研究が、教育委員会等の求める研修ニーズに対応しているかが一覧できる、情報共有の仕組み作り
- (b) 本学の教員が研修会講師を担当とした際等に、学校現場や教育委員会の研修ニーズを把握する仕組み作り

等に取り組む予定である。さらに、教員育成連絡協議会、教員育成協議会(仮称)等を通じて、教育委員会等からの研修ニーズを把握するシステムづくりを提案していきたい。

コメントの追加 [REDACTED] ⑳対応施策 10

4) その他

- ・各キャンパスに優れた取組が見られたが、そのことが教員養成課程全体で共有されていないため、課程の質的向上に繋がっていない状況がみられた。今後は課程全体として質的向上を図るための組織的取組を構築する必要があると考えられた。
- ・また、そのためにカリキュラムマップやポートフォリオをどのように有効活用していくか検討する必要があると考えられた。
- ・一方、地域社会との関わりについて、各キャンパスの特色を出すべきであり、都市部であっても意図的に取り入れて行くことの必要性が認められた。

平成 27 年度の改革時には、各種プロジェクトを実行するために、時限的に教員養成改革推進本部を設置した。推進本部の下に「教員協議会」を設置しキャンパス横断的にカリキュラム構成の議論を行った。今後は、大学戦略室構想の中で、恒常的運営組織への改組を検討していきたい。上記指摘の第一点については、当面は「教員協議会」で、将来的には恒常的な組織の下で共有化の議論を行っていきたい。

1) でも述べた様に、カリキュラム・マップでは体系的、系統性(順序性)が見えにくく、学生にとって有効活用が難しいとの研究報告もあるため、「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」などを通じ、学生からの意見も取り入れながら、上記指摘の第 2 点についても検討していきたい。

コメントの追加 [REDACTED] ㉑対応施策 6 (再掲)

上記指摘の第 3 点については、各キャンパスの「教育フィールド研究」の実施部会等の中で検討をしていきたい。

コメントの追加 [REDACTED] ㉒対応施策 11

以上

対応施策区分資料

教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめ (平成 29 年 1 月 23 日) に対する本学の対応

平成 29 年 2 月 27 日
学 長 裁 定

I. はじめに

I-1. 社会的な教員養成改革の要請

ここ数年、本学のみならず、全国の教員養成大学・学部を含め、開放制で教員養成を行っている大学にも教員養成改革を行うことが求められている。その要因としては内的要因と外的要因がある。本学に関していえば、内的な要因としては平成 25 年 12 月に再定義されたミッション及びそれから派生した「教員養成改革推進外部委員会」並びに「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」の設置と両者からの意見に基づく改革である。

外的な要因としては平成 27 年 12 月に出された中央教育審議会の 3 つの答申、平成 28 年 11 月の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正、平成 29 年 3 月の学習指導要領の改訂、並びに平成 29 年度中にまとめられる予定の教育職員免許法施行規則の改正、教職課程コアカリキュラムの策定、教職課程認定基準等の改正などへの対応などがある。さらに、改正教育公務員特例法により、教員等の職責、経験及び適性に応じて向上を図ることを目的とした「校長及び教員の資質向上に関する指標」の策定が都道府県教育委員会に義務付けられた。これを受け、現在北海道教育委員会・札幌市教育委員会では「教員育成協議会」を設置し、教員の資質向上を図るための教員育成指標の策定を目指している。今後、この指標に対する対応も求められることとなる。

教員養成改革を求めるこのような流れは、近年突然現れたものではない。戦前の教員養成の在り方の反省の下に、戦後、教職課程は原則として大学における教育研究の一環として学術研究の成果を基盤に営まれることになった。これは、教員には「幅広い視野と高度の専門的知識・技能」が求められるからに他ならない。さらに、教員養成を師範学校等のみ認めていた反省から、教員養成は特定の学校に限定することなく、国立・公立・私立のいずれの大学等のいずれの学部であっても、教育職員免許法等の規定する所要の単位を修得しさえすれば免許状を取得できる、開放制の原則が導入された。今日でも「幅広い視野と高度の専門的知識・技能」の修得が否定されるものではない。

しかし、従来、大学では学術研究的側面が強調される傾向があり、教育現場からは初任者が実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力を十分に身に付けていない等の批判を受けてきた。平成 13 年の国立の教員養成系大学学部の在り方に関する懇談会（在り方懇）による報告以

降、教職課程の質的水準に寄与するコアカリキュラム作成の必要性については、幾度となく提言されてきた。近年では、平成 27 年の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（中教審第 184 号）」で提言がなされた。以下に答申の抜粋を掲載する。

一方、高度専門職業人としての教員に共通に求められる資質能力、グローバル化をはじめとする大きな社会構造の変化の中であって、全国を通じて配慮しなければならない事項やそれぞれのキャリアステージに応じて最低限身に付けるべき能力などについては、各地域が参酌すべきものとして国が策定指針などにおいて大綱的に示していくべきであり、その際には、各教育委員会や大学における先行事例を参考にしつつ、関係者等の意見を聞きながら別途十分な検討を行った上で提示することが適当である。

（中略）

こうして整備される教員育成指標を踏まえ、各教育委員会や各大学において教員研修や教員養成が行われることが重要である。その際、望ましい研修の在り方や実施されるべき事項を国が参考に提示することや、国の策定指針を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。ただし、その一方で具体的な養成や研修の手法等については、養成を担う各大学や研修を担う各教育委員会の自主性、自律性に委ねられるべきである。（中教審第 184 号から）

この答申（中教審第 184 号）を受け、平成 28 年 8 月に初等中等教育局長決定として「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が設置され、4 回の審議の後「教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）」が示され、平成 29 年 5 月以降パブリックコメントの実施を経て、平成 29 年 11 月 17 日付けで「教職課程コアカリキュラム」が制定された。その中で、コアカリキュラムの作成の背景や活用について述べるとともに、大学には、「教職課程コアカリキュラムの内容を踏まえ、体系性をもった教職課程」を編成すること、「教職課程コアカリキュラムの『全体目標』『一般目標』『到達目標』の内容を修得できるよう授業を設計・実施」すること等が求められている。一方、国に対しては、「教職課程コアカリキュラムが各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査・認定及び実地視察において、教職課程コアカリキュラムを活用すること」を求めている。

教職課程認定を受ける本学としては、教職課程コアカリキュラムに準拠した教育課程を編成する責務を負うこととなった。

I-2. 社会的な要請に対する本学の取り組み

本学では、実践力のある教員の養成を目指し、本学独自の試みである教育実習前 CBT（Computer Based Testing）、学校臨床研究、教職実践研究等の取り組みを行っている。

キャンパスによって多少異なるが、教育実習（いわゆる主免実習）が行われる直前までに、1 年次には主として教養科目、実践教育科目、教科指導科目、教科内容研究科目を履修しながら、教育実践フィールド科目（「基礎実習」、「教育フィールド研究」）を体験的に学び、2 年次から 3 年

次前期にかけては教職科目、教科教育科目を履修しながら「へき地教育実習」や「介護等体験」を通じた教員としての基礎的な学びがある。各キャンパスでは、実習事前指導が実施され、「教育実習の手引き」や「学び続ける教師をめざして」（ステップアップ・チェックリスト）などをもとに教育実習の準備が進められている。実習に当たっては、教職の意義、法規、教科の基礎的な知識等が身につけていることと同時に、内面的準備形成も重要である。学生自身に自らのソーシャルスキル、学修意欲、メタ認知、実習前準備状況などが、どういう状況にあるのかということをしきりと認識した上で、実習に参加させることが肝要であろうと判断し、本学では、知識の修得状況を確認する「実習前検定」と内面の準備状況を確認する「教育実習前支援アンケート」からなる実習前 CBT を平成 29 年度から本格的に実施している。

日本独特の研修である授業研究は、教師が授業力を高める上で最も重要な研修であると言われて、世界的に注目を浴びている。その研修方式を養成段階にも導入したのが、本学が全国に先駆けて導入した「学校臨床研究」である。本科目は、教育実習(主免実習)を終え、学生自らが課題意識を明確にもつ3年後期に、教育委員会との交流人事等で本学に着任した学校臨床教授が附属学校、市内の拠点校及びへき地・小規模校の教員と協働しながら実施するアクティブ・ラーニングの手法を用いた課題解決型の講義である。これら連携校等と双方向遠隔授業システムで接続し、各学校の授業を各キャンパスへ配信することで、大学に居ながらにして授業研究を行うことができる。各学校の授業実施者は、指導案等を通じて授業の目的等を事前に提示する。学生は学校臨床教授の指導のもと学生の課題意識を明確にした上で授業参観を実施する。その後に学校臨床教授の指導の下、授業実施者との意見交換、学生間での交流を行うことにより、学生の授業観察力・授業分析力・授業実践力等、教育実践に必要な能力の一層の伸長が図られる。

教職実践研究は学校臨床研究の発展的な科目であり、4年次前期に開設する予定である。「学校現場における実践的な指導法や学校の課題への対処法を学び、実践的な学士論文の基礎となる理論的・分析的な省察を行う」ことを目的とした科目であり、平成30年度からの本実施に向けて平成29年度前期に試行が行われている。今年度の試行では、学校臨床教授が設定したフィールド校での授業参観をもとに、学生に実践的な指導法等を学ばせた。学生は、参観する単元の教科書の記述内容と学習指導要領解説とを照らし合わせながら当該単位における指導目標等を調べ、学校臨床教授と議論しながら参観準備を行うとともに研究計画を策定する。フィールド校での授業を参観し、学校臨床教授と交えながら、授業者と学生が研究協議を行い実践的な指導法や学校の課題への対処法を学んだ。

さらに、本学は一体となって上記 I-1 で述べた喫緊の課題に対応するため、学内に全25チームからなる「教員養成改革協議会」を設置し、本学の教育課程を見直すとともに教員養成改革を推進することとした。各チームの名称ならびに検討事項は末尾の表を参照のこと。

各チームは、担当理事によりチーム毎に設定された到達目標に基づき、作業工程を作成し、会議の経過を「教員養成改革協議会経過報告書」により、随時理事及び構成員に報告する。さらに、到達目標を達成したときは、「教員養成改革協議会(平成29年度)成果報告書」により、担当理事に成果を報告する。理事は、当該チーム主任との間で、成果について意見交換を行い、当該報告書を hue-IT (学内グループウェア)において教職員へ公開し情報共有を図っている。

本協議会の成果は、教育研究評議会等の審議において基準として活用し、最終的に各キャンパ

スの授業・教育課程の開発につなげていくこととしている。

II. 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する本学の対応

II-1 観点ごとの分析に対する対応

A-28-1 授業を進める上で最低限必要となる知識・技能の習得が行われているか。

《改善を要する点》

- ・教科指導科目の体系及び教育実習までの当該科目の単位修得について、キャンパス間で違いがあったため、北海道教育大学の教育の質保障のためには、地域性に配慮しつつも、必修科目については統一的な取扱いとして、学生が将来、教員として学校現場で授業を行うに当たり、最低限必要となる知識・技能とは何かという捉えについて、今回の観点の説明に記した実践的な力の修得を含めて、大学としての共通理解が必要であり、キャンパス間の交流を図る仕組みが求められるのではないか。
- ・全学的な教育課程編成の基準はあるものの、いまだ体系について大学全体としての共通理解にいたっていない面があり、前記の点も含めた体系の再点検を行う必要があるのではないか。
- ・技能の部分の修得というところで、模擬授業や学校現場での授業実践の充実が必要ではないか。

○単位修得について

<現状及び課題>

本学の教員養成課程 3 キャンパスの履修基準を再点検した。必修科目については概ね履修時期に関する単位取得上の差異は見受けられなかった。実際、小学校免許対応の場合、実践教育科目(2単位, 9科目必修, 1科目選択必修), 教科指導法(2単位, 9教科, 計18単位), 教科内容研究科目(2単位, 9教科, 計18単位)ともに、実習前までに少なくとも3/4を習得させる構成としている。また、中学校免許対応場合においても実践教育科目(2単位, 9科目必修, 1科目選択必修), 教科指導法(2単位, 3教科, 計6単位), 教科内容研究科目(1~2単位, 10教科程度, 計20単位)ともに、実習前までに少なくとも9割程度を習得させる構成としている。

さらに、「課題の提示, 習得の時間の確保, 教科書に沿った授業展開, 板書の仕方, 発問の仕方, 机間巡視や学習規律の確立にかかわる実践的な力」の育成については、教育課程と教育方法や各科指導法等で扱うことは当然であり内容に大きな違いはない。

<対応策>

内容の扱いに統一性が弱く映るのは、シラバスの記述の問題であり、このような課題の提示等の項目が学生にとってわかりやすいように記述を工夫する必要があるため、今後改善を図る。また、教育実習の履修要件はキャンパス毎に定められており、統一的な取扱いとはなっていないことも問題であり、今後は、上記 I-2 で述べた総括チームの中で履修要件の統一についても検討し、改善を図る。

コメントの追加 [] ⑧対応施策 1

コメントの追加 [] ⑧対応施策 2

○教育内容について

<現状及び課題>

初等・中等教育とは異なり、大学では指導要領や検定教科書は存在せず、大学教員の研究に基づく教育がなされることが基本である。教員養成課程の学生にあつては、教育職員免許状を取得するために、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則で定める科目及び単位を修得する必要がある。そのような科目を教授する教員は、課程認定基準により研究上の高い実績が求められ、「認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。」とされている。

従来、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則で定める科目の内容については、「教育課程及び指導法に関する科目は、(中略)小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとし、「教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない」などと示されるのみであった。

これらの事情のため、これまでは担当教員の研究に強く依拠した教育内容で課程認定を受審してきた経緯がある。このため、同一科目名であっても、内容に差が生じる場合もあった。

これまでの取り組みとして①シラバスや到達目標を検討する取り組み、②評価基準や、評価の観点などを検討する取り組み、さらには③評価基準をふまえた評価の手続きを検討する取り組みを行ってきた。

しかし、これらの取り組みが必ずしもキャンパス間で共有されていないのが現状であり、キャンパス共通の指標とすることが課題である。

<対応策>

上記 I-2 で述べた「教員養成改革協議会」の講座別チームに「小中連携を意識した教育内容、科目構成」、「同一名称複数クラス科目等の到達目標、成績評価基準の統一のあり方」、「科目間の相互関係の可視化(構造図やカリキュラム・ツリーの導入)のあり方」等を到達目標に設定し、カリキュラム改訂の指示を行った。特に教職課程コアカリキュラムに含まれる科目については、「キャンパスの特色、専攻・分野の特色から必要とすべき事項は残しつつも、北海道教育大学は一つであり、教員養成キャンパスの一体感が見て取れるカリキュラム」の編成を進めている。

コメントの追加 [] ⑧対応施策 3

A-28-2 特別な支援を要する児童生徒に適切に指導できるための基本的な知識・技能を培う授業が行われているか。

《改善を要する点》

・通常の学級に在籍する特別な支援を要する子どもへの対応について取り扱うことが、求められ

ており、理論と実践が往還するよう、講義内容を教育実習や教育フィールド研究での障害のある児童生徒との交流などの実践的体験とどう関連させるかを、検討する必要があるとともに、各キャンパスの取組状況を交流するなどして、一層の授業内容の質の向上を図ることが求められる。

・技能の部分の修得というところで、学校現場に出て身につける機会の充実が必要である

<現状及び課題>

○理論と実践の往還

学校が広域に展開する北海道の特性として、教員には通常の学級に在籍する特別な支援を要する子どもへの対応についての力量を高めることが強く求められている。そのため、本学では教員養成課程の3キャンパスにおいて、教員免許を取得するすべての学生を対象に発達障害に関する基礎的な知識と技能を学ぶ「特別支援教育」の必修科目を既に平成27年度に設けている。また、平成10年4月1日以降、新たに小・中学校の教員免許状を取得する場合は、特別支援学校又は社会福祉施設で7日間の介護等体験が必要とされており、北海道においては、特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間介護等体験を実施することが求められている。このため本学では、教員免許状を取得する予定の学生は、全員、教育フィールド研究（介護等体験）・ボランティア活動などに参加しており、学校現場に出向き、直接障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒とかかわったり、そのような児童生徒が在籍するクラスで授業を観察したりする機会が得られるようにしている。これらの大学における講義と学校体験活動をスパイラル的に組み立てる授業システムにより、学校現場で疑問に思ったことに対して質問を受けながら講義を進めるなど、実践体験と講義内容を結びつける工夫を行ってきている。

特に、通常学校において特別支援教育コーディネーターなど、組織的対応における中心的役割を果たすことが期待される特別支援学校教員免許を取得する学生に対しては、特別支援学校における教育実習のほか、特別な支援を必要とする子どもへの指導力を高めるためのカリキュラムとして実際に地域の子どもに対する指導を大学教員のスーパーバイズのもとに行う「個別臨床」「小集団臨床」「身体活動臨床」などの実践的な授業を設けた。特別支援教育を専攻する学生は、フィールド研究において、普通学校園、特別支援学校、障害福祉関連の当事者団体など、多様な場所で当事者及びその家族、また教育者・支援者との関わりを経験している。

以上の経験については、すべての学生が卒業年次（4年生）の後期に教職実践演習などの演習活動において振り返りを行うなど、「講義―学校現場（実習やフィールド研究）体験―演習」における学習内容と実践経験を結びつけた往還型カリキュラムの構築を進めている。

○各キャンパスの取組状況の交流と連携

道内各地に点在する各キャンパスの連携を図るため、各キャンパスの特別支援教育専門の教員と学校現場の教員との連携のもと、毎年一回「北海道特別支援教育学会」などの運営を持ち回りでを行っている。

さらに遠隔システムを利用した連絡会議や情報交流を随時行うことで、各キャンパス間の連携体制の構築を進めている。

特別支援教育専攻以外の学生が随時学習を継続できるよう、全キャンパスの特別支援教育の教員の連携のもと、専用のwebページ（ほくとくネット <http://hokutoku.net>）を構築し、すべて

の学生が卒業後も継続して特別な教育ニーズに対する教育に関する学習ができるようにした。

○学校現場における体験的活動の充実（特別支援教育専攻等所属学生対象）

特別支援教育専攻等に所属する学生は、将来通常学校において特別支援学級の担任やコーディネーターなどとして、特別支援教育に中心にかかわることが予想されるため、特別支援の知識・技能を十分に獲得できるように、地域の普通及び特別支援学校はもとより、本学の附属特別支援学校・特別支援学級でのボランティアや実習を段階的に実施するようカリキュラムを整備している。

○学校現場における体験的活動の充実（一般学生対象）

前述のように、特別支援教育専攻以外の学生に対しても、教育フィールド研究（介護等体験）などの科目において地域の特別支援学校及び小中学校並びに高等学校（定時制高校）などとの連携のもと特別な教育ニーズを持つ児童生徒の個別支援などを経験する機会を多く持つよう配慮を行うようにしている。

さらに、教員免許を取得するすべての学生が、基礎実習（1単位、45時間）、教育実習1（主免実習、4単位、5週間）において、通常のクラスにおける特別な支援を必要とする児童生徒と直接かかわって、その特質を理解したり対応方法を学んだりする実体験を積んでいる。具体的には、学生は、対象となる児童生徒に対する実習担当教員の指導を直接観察してその指導技術を学ぶとともに、そのような児童生徒を理解するにあたり、直接相談したり、実習日誌を通してアドバイスを受けたりしている。また、実習先を訪問した大学教員と、そのような児童生徒を含む授業づくりの在り方について相談し、アドバイスを受けている。加えて、実習終了後には、実習報告会を開催しており、その中で、各学生が体験した特別な支援を必要とする児童生徒に関する取り組みについて、自主的に報告し、分かち合う機会も得られている。

しかしながら、限られた教育実習期間では、札幌270人、旭川270人、釧路180人の学生が全員、特別な支援の技能を十分取得させることは容易ではない。派遣された学校の現状や、学生が配置された学級実態によって、その習得度に多少の差が生じる現状があるため、今後改善していく必要がある。

<対応策>

特別な支援を要する児童生徒に適切に指導できるための基本的な知識・技能を養成するために、教育委員会、特別支援学校並びに教育実習受け入れ校との連携のもと、教育フィールド研究（介護等体験）並びに教育実習の内容を見直す必要がある。さらに、大学での養成段階のみならず、採用後、初任研ないしは校内研でそのスキルを継続的に習得させるのが合理的であると考えられる。本来、教員の専門的スキルについては、大学段階のみならず、採用後も実践と現職研修によって高めていくべきものである。そこで、現在、本学では特別支援教育担当の全キャンパスの教員が、各教育委員会及び地域の幼小中高等学校と連携して、以下の<取組例>に示す通り特別支援教育にかかる各種研修会の講師、研究会の助言者を引き受け、さらには各学校を訪問して実践の場に直接関与し、現職教員の特別な支援を必要とする児童生徒への支援技能向上に取り組んでいる。今後もこの取組を継続し、在学中から卒業後に至る長期的な専門性の養成に取り組む。

コメントの追加 [] ⑳対応施策4

コメントの追加 [] ⑳対応施策5

<取組例>

- 1) 文部科学省委託事業「平成 27-28 年度発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業（教職員育成プログラム開発事業）」にともなって実施した、学校支援及び教員の資質向上に関する取り組みについては、以下に詳細に報告している。平成 28 年度は、特別支援関係教員による組織的な講習会や講座だけで 22 回実施された。

http://hokutoku.net/%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%82%AF%E3%83%88%E6%B4%BB%E5%8B%95%E5%A0%B1%E5%91%8A-1/?action=common_download_main&upload_id=2751

- 2) 毎年、各キャンパスで、特別支援教育を担当する教員が分担して、教員免許法更新講習、及び北海道教育委員会との協力による教員免許法認定講習を実施している。参加者の概数は以下のとおりである。

・教員免許法更新講習 札幌校 270 人 旭川校 400 人 函館校 390 人 釧路校 190 人
合計 1250 人

・免許法認定講習 札幌校 120 人 旭川校 100 人 函館校 50 人 釧路校 60 人
合計 330 人

- 3) 各教員が個別に実施しているものがあり、すべてを積算することが難しいがおおよそ以下のような状況である。

- ・市町村教育委員会、各種学校などから依頼による研修会講師や助言者（各校の教員一人当たり、年間 10 回～50 回、一人当たり、延べ 500 人～1000 人以上の参加者に対応）
- ・大学主催の公開講座による保育士、教員、福祉関係者などへの支援（各校年間 1～2 回、延べ 50 人程度）
- ・北海道特別支援教育学会における講座の開催（平成 28 年度実績で 300 人程度）
- ・心理発達相談、教育相談など（各校で 40 人程度）
- ・各特別支援学校の学校評議員（各校で 2～3 校程度）

A-28-3 小学校外国語活動の指導についての基礎的・基本的な知識・技能を培う授業が行われているか。

《改善を要する点》

・今後、各キャンパスの取組を交流するなどして授業内容の継続的な改善に努めてはどうか。札幌校の取組は、小学校外国語活動の趣旨をよく理解するとともに、系統立ったカリキュラム構成となっていることから、他のキャンパスにおいても、これを参考に検討することが望ましい。

<現状及び課題>

平成 28 年 9 月 27 日教育改革室会議で示された方向性にもとづき、平成 29 年度は、必修となる「初等英語」、「初等英語科教育法」2 科目を札幌校において各 4 コマを開設した。平成 30 年度は、札幌校及び旭川校において各科目 6 コマ開設する予定とし、準備を進めている。釧路校は平成 31 年度開設を目的に準備を進めている。本学の教員養成課程に在学する学生の 4 分の 3 は小・中免教を併有することから平成 31 年度以降の入学生に対し開講する「初等英語」、「初等英語科教育法」

を札幌校、旭川校では6コマ、釧路校では4コマ開設とし準備を進めている。しかし、現在の英語教育担当教員だけでこれらの全てを担当することは困難である。

<対応策>

「教員養成改革協議会」小学校外国語教育チームにおいて、4キャンパスにおける「初等英語」、「初等英語科教育法」の開設、シラバス統一について、以下の改善を図る。

1) 教育職員免許法の改正にともない「初等英語」及び「初等英語科教育法」の2科目について共通の科目を設定する。平成31年度新入学生から、小学校免許を卒業要件とする場合において、2つの科目「初等英語」、「初等英語科教育法」の履修を必修化し、便覧に記載する。それに向けて各キャンパスは、平成29年度よりそれぞれ必要な手続きをすすめる。

2) 必修となる2科目のシラバスについて、指導事項の基本部分にコアカリキュラムの資質目標を反映させ全学で共通化する。

なお、平成30年4月付けで教員養成課程を有する3キャンパスに、「初等英語」、「初等英語科教育法」を担当できる教員を配置することとし、現在公募を行っている。

コメントの追加 [] ⑧対応施策6

コメントの追加 [] ⑧対応施策7

<現職教員への支援体制>

本学の英語教育専攻では、現職の小学校教員の英語指導力向上のために、二つの取組を行っている。

一つは、文部科学省が進めている「小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施事業」の取組である。

平成28年7月に本事業が文部科学省に採択され、平成28年度に講習内容の企画立案を開始した。平成29年度から小学校に勤務する現職教員を対象に「免許法認定講習」を実施している。この講習を2年間実施し、開設科目の中から必要な単位を修得することで中学校教諭免許状二種(英語)を取得することができ、自信を持って小学校英語の教授を行うことができるようになる。

一つは、「小学校英語教育の指導力向上プロジェクト」である。本プロジェクトは、国内の4大国立教員養成単科大学(北海道教育大学、愛知教育大学、東京学芸大学、大阪教育大学)で文部科学省国立大学改革強化推進補助金を得て、教員養成の高度化支援システムの構築を目指す取組の一つであり本学が主幹するプロジェクトである。本プロジェクトは、喫緊の課題となっている小学校英語教育における望ましい授業のあり方を模索するために、Web上の授業分析ツール及びオンライン・コンテンツ(CollaVOD(授業研究用協働学修プラットフォーム))を開発してきた。これにより、経験の浅い教員や教員養成課程の学生及び大学院生の小学校英語の指導力の向上に貢献している。さらに、共有教材としての小学校・中学校等の授業を収集してあり、教材バンクとして活用することもできる。また、北海道教育委員会との連携による小学校現職教員向けの研修支援に向けて、各地区で説明会を実施している。

A-28-4 小学校と中学校の接続を意識したカリキュラムの編成及び免許取得が行われているか。 《改善を要する点》

・国の動向に加え、北海道の地域特性としても、今後、道内で小中の双方へ乗り入れた授業や異学年交流などの流れが進むことを踏まえると、義務教育段階の教員を目指す学生には小学校と中学校の両方の免許を所有することが一層求められることを踏まえ、接続を意識した授業内容の改善を進め積極的な取得を促す必要がある。

<現状及び課題>

平成 17 年度入学生までは、免許を併有させていた。すなわち、卒業要件を小一・中二，中一・小二，小・幼，小・特支を基本としていた。しかし，平成 18 年改組の際に，キャンパス毎に特徴を出すため，札幌校と釧路校は主に小学校，旭川校では主に中学校免許取得を卒業要件とするいわゆる一免制としてきた。その後平成 27 年度に，札幌，釧路でも中学校，旭川でも小学校免許を卒業要件とできるような改組が行われた。

このような経緯もあるため，札幌校，釧路校では小学校・中学校の接続を強く意識したカリキュラムとなっている。

旭川校でも小学校免許を卒業要件とする学生向けのカリキュラムは，小学校・中学校の接続を意識したカリキュラム構成としている。一方，中学校免許を卒業要件とする学生向けのカリキュラムは，教科指導力のある教員の養成を目指しているため，中・高の接続を意識したカリキュラム構成としている。しかし，いずれのキャンパスにおいても，希望する学生が小中両免許を取得できるように時間割を作成しており，その結果，卒業生の 3/4 は小中の免許を併せて取得することができている。

<対応策>

平成 28 年 10 月に担当理事から各校に対し，小中免許の併有の是非についての検討依頼を行っており，それに対し以下の通り懸念が示された。

- ① 免許併有による科目指導能力育成への悪影響などの問題点が多数指摘されている。
- ② 主免・副免の実習校の確保が困難となる。
- ③ 小中二免に限定すると，小幼，小特支，中学校複数免許などの，地域への多様なニーズへの対応が困難となる。

上記 I-2 で述べた，「教員養成改革協議会」の総括チームに対し，再度免許併有の導入の是非の検討を依頼した。その結果，以下の理由により小中免許併有を義務化しないとの結論が提言された。

- ① 本学は，既に北海道の広域性に対応し，多くの学生が複数免許を取得し，これを積極的に推進する教育課程を編成している。
- ② 平成 27 年度カリキュラム改編において，卒業に必要な単位数を 124 から，134 に既に変更している。また，CAP 制の観点からも，免許併有に伴う単位数増を実施することはできない。ただし，小中接続への対応を強く意識し，教育課程に反映させるとともに，小中免許取得をより容易にするために，教職課程科目の初等・中等共通開設を実施すること，又，全ての学生に対して，小中の教育法科目・教科の専門的事項科目を，一定数必修単位とすることも併せて提言された。

これらの提言を受けて、担当理事から本学の教員養成改革協議会の講座別チームに、小中接続への対応を意識した教育課程の編成を行うように改善を進めている。

コメントの追加 [] ⑳対応施策 8

B-28-1 学校現場における ICT を活用した授業方法の研究が行われているか。

《改善を要する点》

・教育の情報化に関する国の動向や学校現場での効果的な実践を踏まえ、授業で扱う内容を検討する必要がある。

<対応策>

研究者総覧によれば、ICT教育の研究を行っている教員は多数いる。また、各市町村の教育委員会等の研修等で講師を務めるなどで、研究成果を現職教員の支援に還元している教員も多数いる。しかし、これらの取り組みは、教員が個人として協力することが多かったため、大学として十分に把握できていなかった。

今後は、教育委員会対個人ではなく、教育委員会対大学としての取り組みとするための仕組み作り、本学の教員の研究一覧の提供、学校現場や教育委員会の研修ニーズを把握する仕組み作りが必要と考えられる。その一方策としては北海道教育委員会が平成29年度に設置した教員育成協議会等を通じて、教育委員会等から研修ニーズの提示を受けるシステムづくりを提案する。

コメントの追加 [] ⑳対応施策 9

B-28-2 専門分野や教授法の最新の研究成果が現職教員の支援に還元されているか。

《改善を要する点》

・個々の教員の取組も重要であるが、釧路校のように地域貢献という観点から、組織的に学校現場の支援に関わる仕組みの必要性について検討する必要がある。

<対応策>

文部科学大臣から提示された、本学の第3期(平成28年度～平成33年度)の中期目標に、「教員養成機能における北海道の拠点的役割を果たすため、学校現場や地域に生起する様々な課題解決に資する研究を重点的に支援・促進して、その研究成果を学校現場や地域に発信・還元する」ことが定められ、これを受けて本学は中期計画として「学部全体として、へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育等学校教育に密着した研究に対して重点的に学長戦略経費を投入し、その研究成果を学術的に発信するだけでなく、本学の教員養成教育の充実のために活用し、地域の様々な教育課題の解決に応用する。」ことを掲げ、文部科学大臣から認可を受けている。本学は11の附属学校園を有し、研究大会のみならず授業力向上研究セミナーや授業観察、合同研修など北海道教育委員会との連携による授業実践交流事業を実施してきており、附属学校園研究成果を道内の公立学校に還元するように努めてきた。今後は、これまで以上に大学と附属学校園の連携を強化し、研究・教育を共同で実施し、附属学校園の地域モデル校化を大学全体として取り組む。

コメントの追加 [] ⑳対応施策 10

さらに、中期計画に「第2期中期目標期間中に配置した『研究支援コーディネーター』を充実・発展させ、新たに研究戦略室(仮)を設置し、事務局体制や教員と事務職員の連携等を強化する。また、リサーチ・アドミニストレーターを配置し、教育や地域の課題解決と地域の成長・発展に資する研究を企画・管理・支援する」ことを掲げている。

コメントの追加 [REDACTED] ⑳対応施策 11

上記中期計画に基づき、今年度中には大学戦略室(仮)を設置し、研究戦略室(仮)を設置する予定であり、B-28-1の観点も含め、今後ここで社会貢献・地域貢献に係る研究組織の在り方について検討する予定である。

コメントの追加 [REDACTED] ⑳対応施策 9 (再掲)

II-2 今回の点検及び評価のまとめに対する対応

1) 授業・教育課程

- ・教員養成課程における、体系的な教育課程編成や授業改善を調整する、全学的な仕組みが必要と考える。

<対応策>

上記I-2で述べたとおり、本学の教育課程を見直すとともに教員養成改革を推進することを目的として、学内に全25チームからなる「教員養成改革協議会」を設置した。この中で、内的要因・外的要因に対応して、教育課程の見直しの骨格となる基本的な事項の検討を行い、平成31年度からの実施に向けて、体系的で実践的な教員養成に資する教育課程編成や授業改善を進めている。

コメントの追加 [REDACTED] ⑳対応施策 12

2) 養成する人材像

- ・目標としている「実践的指導力を備えた教員養成」の視野に、観点A-28-2で釧路校が取り組もうとしている「保護者支援のあり方」という視点からも求められる、保護者・地域と「関わる力」の教育をおく必要があると考える。

<対応策>

平成27年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(中教審186号)」で提言がなされているように、地域とともにある学校への転換、子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築、学校を核とした地域づくりの推進が求められている。

また、平成27年の中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)(中教審第185号)」で提言がなされているように、「多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味で

の「生きる力」を定着させる」ために、「チームとしての学校」が求められており、養成段階の学生であってもその必要性を理解することが求められている。

これらの提言を踏まえ、教職課程コアカリキュラムの中に「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）」が取り込まれ、養成段階において「学校の担う役割が拡大・多様化する中で、学校が内外の専門家等と連携・分担して対応する必要性について理解する」ことが求められている。

本学では、I-2で述べたように「教員養成改革協議会」を設置し、その中に「チーム学校（地域との連携及び学校安全への対応を含む）」チームを置き、「チームとしての学校」の理念を取り入れるよう到達目標を示したところである。その際、「教職の意義及び教員の役割・職務内容」に係る科目で、「多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、教員とこれらの者がチームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解」する内容を、「特別活動の指導法」に係る科目で「家庭・地域住民や関係諸機関との連携の在り方を理解」する内容を、さらに「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関する科目で、「地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解」する内容及び「地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解」する内容を含めることも示し、改善を進める。

コメントの追加  ⑳対応施策 13

3) 現職教員の再教育の在り方

- ・今日の「学校現場における教育課題」を取り上げた研究を組織として意識し、教育委員会と連携して現職の再教育が求める「効果的手立て」を示す必要があると考える。

<対応策>

教育公務員特例法で「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に務めなければならない」と定められている。これは、学校教育の成否は、教師の資質能力に負うところが大きく、また、教師の活動が児童・生徒の成長に関わるものであり、児童・生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすためである。さらに、今日では社会の多様化が進み、教育が果たすべき役割がますます大きくなり、教師に求められる資質・能力も多様化しているためでもある。すぐれた教師となるためには、日頃から研究と修養に努め、その成果を教育実践に結びつけ、自らが教育改善を進めなければならない。そのためにも教師の経験や学校内での役割分担に応じた多種多様な研修が必要である。

上記 I-1 で述べたとおり、中央教育審議会の3つの答申、平成28年11月の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正を受け、平成29年6月に、北海道教育委員会が教員の養成・採用・研修の一体改革を行うために、「教員育成協議会」を設置した。本学からも委員として「教員育成協議会」に参加している。この「教員育成協議会」の下に4つの専門部会が置かれ、その中の一つである研修部会にも本学から構成員としての参加が求められている。この部会の中で「(教員育成)指標を踏まえた教員の研修の在り方に関する事項であって、(教員育成)協議会から付託を受けた事項」について協議を行うこととなる。

平成 28 年 3 月 1 日に文部科学大臣から提示された、本学の第 3 期(平成 28 年度～平成 33 年度)中の達成すべき業務運営に関する目標の中に「2 大学院改革を断行して教職大学院を充実させる。また、教育委員会等との連携協力関係をさらに深化させて、教員研修に積極的に関わり、研修を大学院レベルにするとともに、各種教員研修と連携させた大学院教育(研修の単位化を含む“学び続ける教師”を支える新たな長期履修制度)を構築していく」ことが記載されている。これを受け、本学では「北海道教育大学大学院改革室要項」を定め、平成 28 年 12 月から大学院改革の検討を開始し、その中で長期履修制度についても検討することとしている。

さらに本学では、上記 I-2 で述べたように、「教員養成改革協議会」に現職教員の再教育チームを置き、本学の全教員がどのように現職教員の再教育に関わっていくべきかについて検討を行っている。

以上述べたように、本学には現職教員研修について協議する 2 つの組織があり、これらに加え「教員育成協議会」研修部門への参加が求められ、3 者の情報共有、方向性の共有が求められている。そこで、大学改革室員であり、かつ現職教員の再教育チームの主任である教員を「教員育成協議会」研修部門の構成員として参加させることとした。これにより、北海道教育委員会等の求める研修の在り方を踏まえ、学内の仕組み作り等に生かしていく。

コメントの追加 [REDACTED] ②対応施策 14

以上

北海道教育大学教員養成改革協議会に設置の各チームの検討事項

チーム名	検 討 事 項	
DP・CP	<ul style="list-style-type: none"> ・教員としての熱意，使命感，粘り強く学び続ける姿勢の養成 ・理論と実践を適切に往還しながらスパイラルに力量を高められるカリキュラム・マネジメント ・北海道教育大学憲章，北海道教員育成指標との整合性の観点を踏まえ，平成31年度実施の教育課程の基盤となるDP・CPの素案の策定 	
総括	<ul style="list-style-type: none"> ○免許併有の導入の是非 ・卒業要件（一免／二免） ・教職科目の初等・中等共通開講 ○学校インターンシップ導入の是非 ○科目区分・単位数の見直し ○科目間の系統性の明確化，相互関係の可視化（科目ナンバリング，構造図やカリキュラム・ツリーの導入） ○理論と実践の往還の実質化及び可視化 ○教職科目の履修時期，順序性の妥当性や必修・選択の区分のあり方 ○新しいDP・CPを踏まえた，CBT，チェックリスト，電子ポートフォリオの改善 ○機能するシラバスのあり方 	
講 座 別	学校教育	○「教職課程コア・カリキュラム」の視点を取り入れた授業改善
	国語教育	・アクティブ・ラーニング(以下「AL」という。)の視点等からの授業改善
	社会科教育	・各教科の指導法における情報機器及び教材の活用
	数学教育	・プログラミング教育
	理科教育	・学習意欲を向上させるためのキャリア教育
	音楽教育	・コミュニケーション能力，ソーシャルスキルの涵養
	美術教育	○小中連携を意識した教育内容，科目構成
	保健体育	○同一名称複数クラス科目等の到達目標，成績評価基準の統一のあり方
	技術教育	○科目間の相互関係の可視化（構造図やカリキュラム・ツリーの導入）のあり方
	家政教育	学校教育では，上記に加え
	英語教育	・「教職の意義及び教員の役割・職務内容」に「チームとしての学校」の視点の導入
	養護教育	
	特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育の導入 ・「学生評価委員会の意見」を踏まえた授業改善

AL・CM	<ul style="list-style-type: none"> ○大学の授業へのALの導入のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・AL導入・拡大に必要な施設・設備の在り方 ・学生の自学・自習時間増加への取り組み ○初等中等教育領域へのALの導入のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・ALの指導法・評価 ・カリキュラム・マネジメント(以下「CM」という。)の3つの側面の教育 ・教科等を越えたCMのために必要な力、ALの視点から学習・指導方法を改善していくために必要な力、学習評価の改善に必要な力の養成
ICT	<ul style="list-style-type: none"> ○教科指導におけるICT活用 <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導の準備と評価のための教師によるICT活用 ・授業での教師によるICT活用
プログラミング	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校でのプログラム教育、アルゴリズム教育内容の検討 ・「プログラミン」、「CodeMonkey」、「アルゴロジック」、「Viscuit」、「プログル」等を用いた小・中学校向け教材開発 ・科目の新設の必要性
チーム学校	<ul style="list-style-type: none"> ○「教職の意義及び教員の役割・職務内容」科目への「チーム学校」の理念の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・「チームとしての学校」の理念 ・「チームとしての学校」の理念を踏まえた上での教員の役割 ・安全教育の導入 ・地域社会と「関わる力」の涵養
特別支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に関する一定の知識・技能の教授 ・「チームとしての学校」での特別支援教育のあり方
道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> ・新指導要領に即した教育内容について検討し、「道徳の指導法」の授業内容の改善
総合的な学習	<ul style="list-style-type: none"> ・新指導要領に即した、「総合的な学習の時間の指導法」の授業内容を検討し、シラバス案を作成
キャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> ○学習意欲を向上させるためのキャリア教育のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアプランニング能力、自己理解・自己管理能力を育むキャリア教育のあり方 ・各教科の中でのキャリア教育のあり方 ・体系的・系統的なキャリア教育のあり方 ○教員になるためのキャリア教育
小学校外国語教育	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語（英語）コア・カリキュラムを踏まえた教育内容を検討し、初等英語、小学校英語科教育法に反映

<p>現職教員の再教育</p>	<p>○教職大学院における長期履修制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職大学院における現職教員等を対象の履修証明プログラムの創設 ・教職大学院等と教育委員会との連携により，現職教員を対象とした研修や免許状更新講習を行い，当該研修による学習の成果を教職大学院において単位認定する制度の創設 <p>○本学教員の提供可能な研修テーマの集約と広報のあり方</p> <p>○研修にかかるニーズの把握，研修に対応する研究情報発信の仕組み作り</p>
-----------------	---